

中津川市内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

| 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称 | 所在地 | 停車又は駐車を する一般旅客 自動車運送事業用自動車等の 範囲 | 最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車が道路又は交 通の状況により支障がないも のとなるようにするため必要 と認める事項 | 合意状況 |
|--|--------------------------------|---|--|-----------------------|
| 馬場 | 中津川市下野438番地57 中津川市下野439番地49 | 中津川市教育委員会が運行す る中津川市立福岡小学校、在 籍児童生徒の通学用のスクー ルバスに限る | 最左欄の停留所における左欄 の停車又は駐車は、左欄に係 る運行時間内に限るものとし る。 | 令和5年3月10日 関係者により合意 |